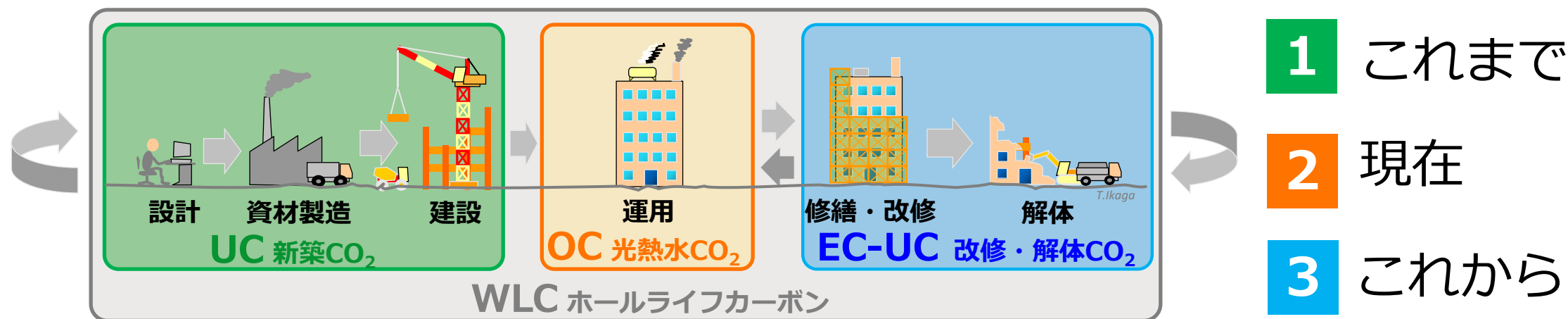


建築物ホールライフカーボン報告義務に関する 海外動向と日本の対応



伊香賀 俊治

慶應義塾大学名誉教授／一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 理事長

ゼロカーボンビル推進会議 委員長代理／ツール開発WG主査

国土交通省 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会座長

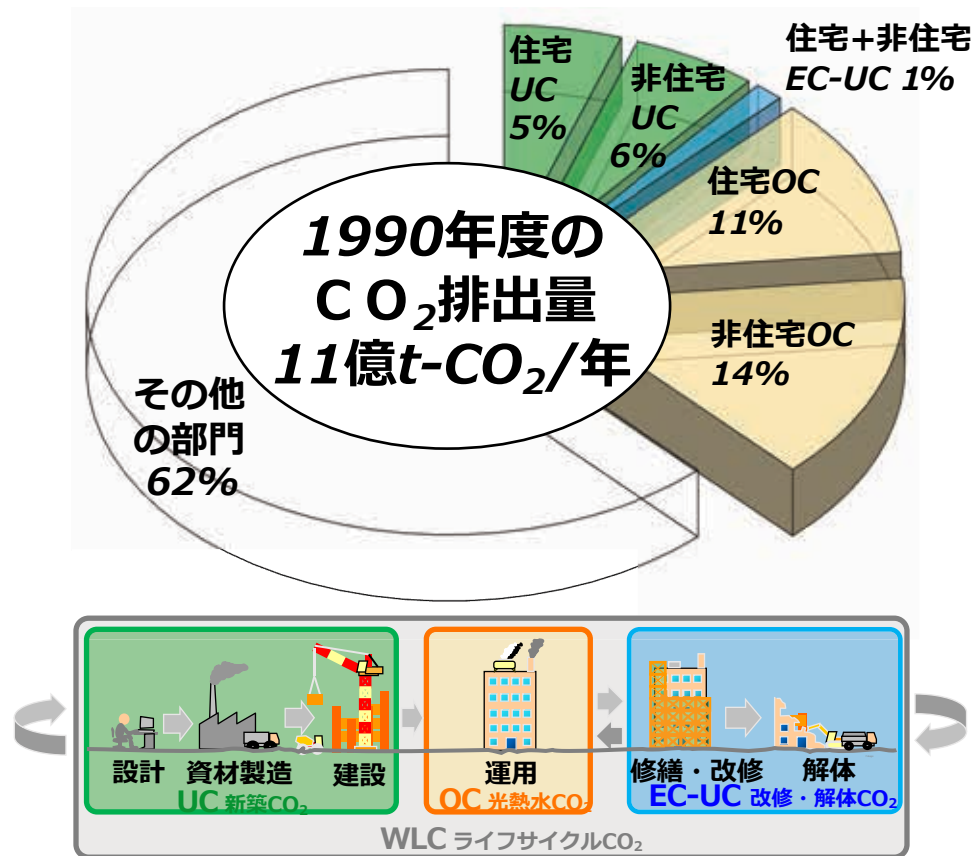
国土交通省官庁施設におけるライフサイクルカーボン削減に関する検討会座長

建築物のライフサイクルカーボン削減

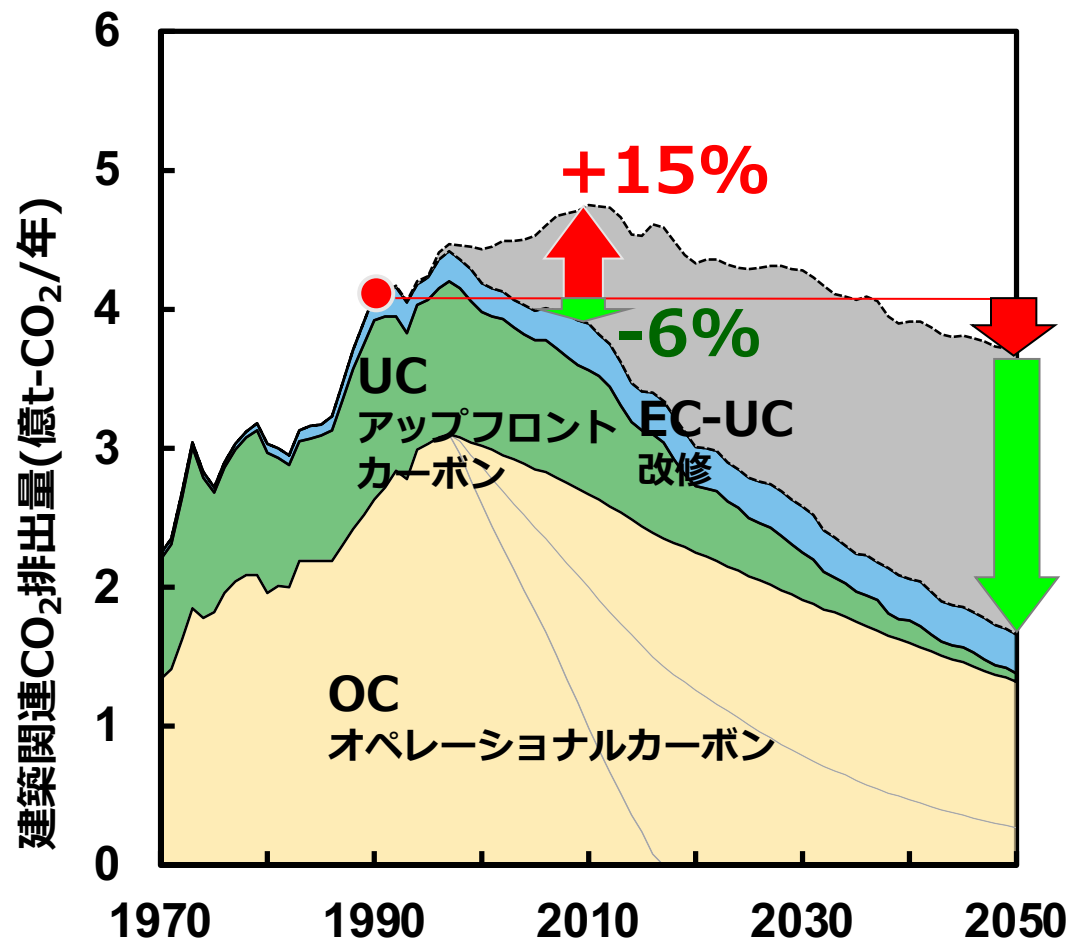
これまで

1

CO₂排出量の40%は建築物WLC



日本建築学会声明（1997.12）



気候変動枠組条約
COP3京都
締約国会議
に合わせて

現状維持の場合
- 10%

日本建築学会声明
(1997.12)
達成の場合

- 59%

1998年以降、全ての
新築建物で30%省エネ
対策、改修建物で15%
省エネ対策+耐用年数
3倍延伸対策推進
電力のCO₂削減努力も
見込んだ場合

伊香賀俊治・村上周三・加藤信介・白石靖幸：我が国の建築関連CO₂排出量の2050年までの予測、日本建築学会計画系論文集 65巻 535号 p. 53-58 (2000.9)

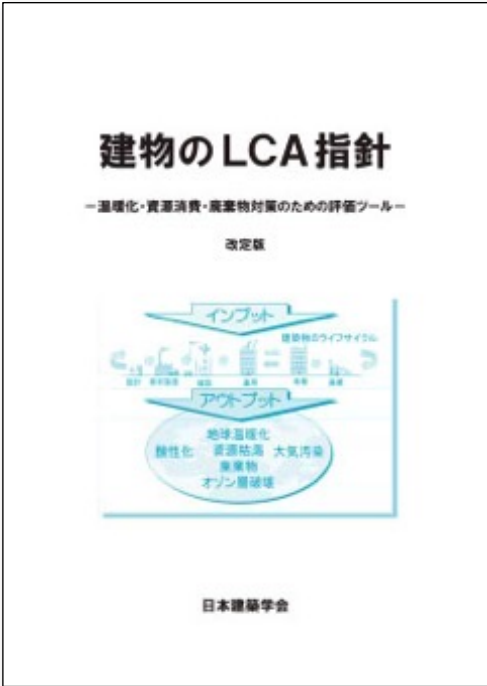
https://doi.org/10.3130/aija.65.53_5

建築物のライフサイクルカーボン削減

これまで

1

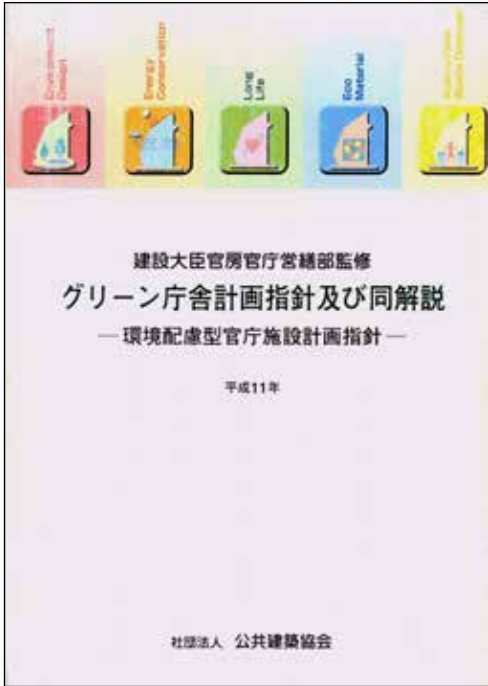
1999年-



日本建築学会
建物のLCA指針

1999年/2003年/
2006年/2013年/
2024年改訂

1999年-

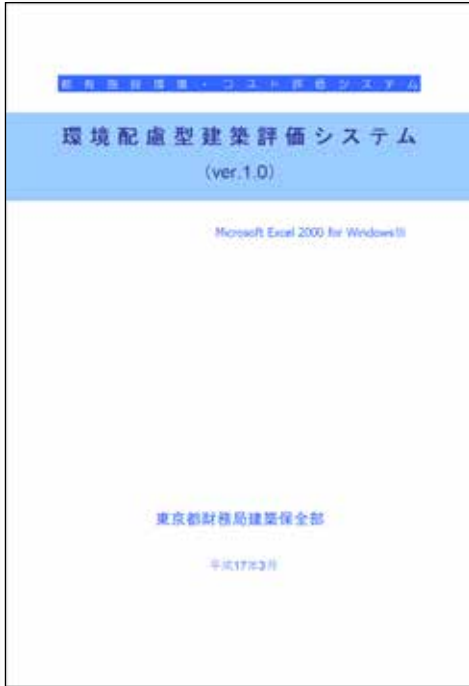


国土交通省

グリーン庁舎計画指針・
同解説(1999.4)
同基準・同解説 (2006.1)

環境配慮契約法 (2007)
国等の設計契約にLCCO₂とCASBEE検討を
含めることが義務化

2005年-



東京都財務局

都有施設環境・コスト評
価システム
(2005.5)

2008年- 簡易版WLCA導入

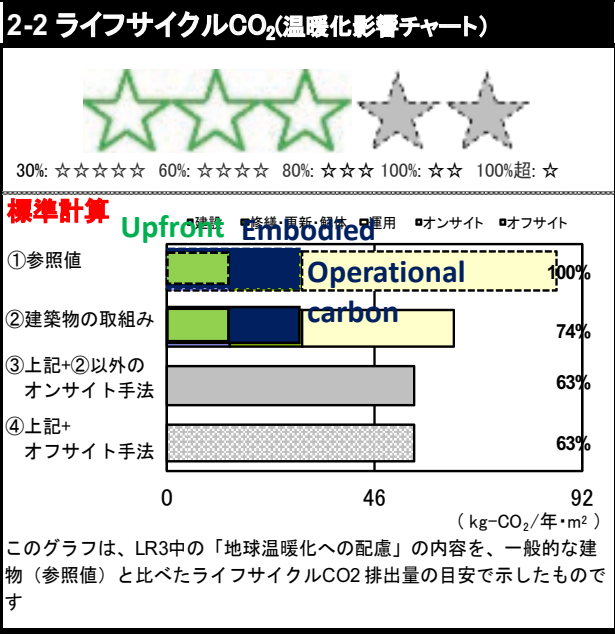


CASBEE

2008年版から
LCCO₂評価導入

24自治体 条例で
CASBEE届出義務化(2002年-)

Whole life carbon



建築物LCCO₂評価に関する国際的な動向

これまで

1

- 2023年G7環境大臣会合コミュニケ等において、建築物のライフサイクルの脱炭素化の重要性を指摘。
- 欧州委員会は、2024年4月にEU建築物エネルギー指令を改正し、加盟国に対して、2028年から一定規模以上の新築建築物に対して、ライフサイクルGWP※の算定及び開示を義務付けることを決定。既に現時点で欧州 9 か国でエンボディドカーボンやライフサイクルカーボンを算定することを義務付ける制度を導入。
※ ライフサイクルGWP (Global Warming Potential) : 建築物のライフサイクル全体 (50年) における温室効果ガスの影響を二酸化炭素量に換算したもの(kgCO₂eq/m²)

G7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ (2023年4月16日)
建物のライフサイクル全体の排出量を削減する目標を推進することを推奨する。

G7都市大臣会合コミュニケ (2023年7月9日)
設計、建設から運用、管理、解体に至るまで、ネット・ゼロの建築物のライフサイクルを推進する必要があることに留意する。



EU建築物エネルギー性能指令の概要

算定フレームワークの策定
欧州委員会は2025年末までにライフサイクルGWPの算定に関するEUフレームワークを策定。

2028年：1,000㎡超建築物
1,000㎡超の新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

2030年：全建築物
全ての新築建築物について、ライフサイクルGWPを算定し、開示しなければならない。

ロードマップの策定
2027年初までに、各国は全ての新築建築物のライフサイクルGWP累積値に関する上限値の導入等のロードマップを策定しなければならない。

欧州各国における制度導入の状況

国	評価義務	CO2排出量上限値	備考
 オランダ	2013-	2018-	事務所及び住宅が対象、エンボディドカーボンが算定範囲
 スウェーデン	2022-	2027- (検討中)	100㎡以上が対象、エンボディドカーボンが算定範囲
 フランス	2022-	2022-	住宅、事務所、教育施設が対象
 デンマーク	2023-	2023- (1,000㎡～)	全用途対象
 フィンランド	2025-	2025-	全用途対象
 ロンドン	2021-	なし	一定規模以上の全用途(建設地による)

出典：ゼロカーボンビル推進会議資料 (2024年2月) をベースに時点修正

※表中の6か国のほか、

-  ノルウェー (2022年)
-  エストニア (2025年予定)
-  アイスランド (2025年予定)

の3か国においても制度導入。

G7気候・エネルギー・環境大臣会合 (2023.4.16)

建物のライフサイクル全体の排出量を削減する目標推進を推奨。

G7 都市大臣会合公式声明 (2023.7.9)

設計、建設、運用、管理、解体に至るまで、ネット・ゼロの建築物のライフサイクルを推進する必要があるを推奨。

欧州におけるホールライフカーボン規制

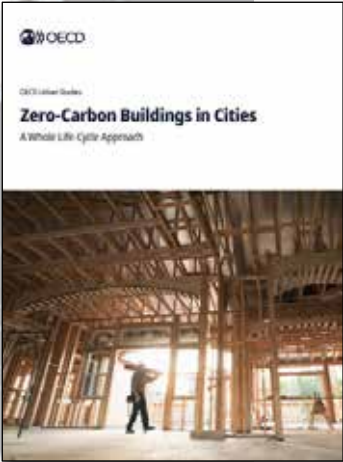
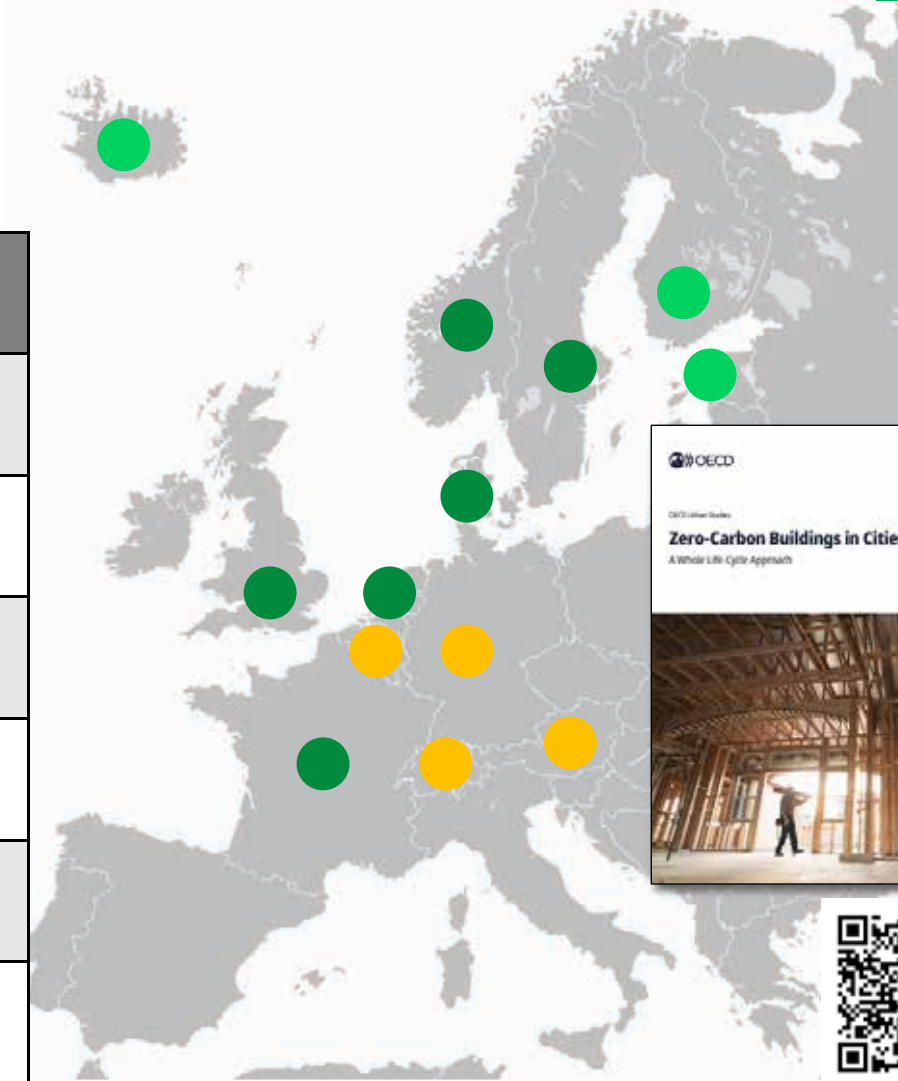
これまで

EU建築物エネルギー性能指令 2024年4月

EPBD: Energy Performance of Building Directive

欧州9ヶ国 ホールライフカーボン規制措置を導入

国	評価義務	上限値規制	対象用途	算定対象
 オランダ	2013-	2018-	事務所、住宅	エンボディドカーボン
 スウェーデン	2022-	2027-	100m ² 以上の全て	アップフロントカーボン
 フランス	2022-	2022-	事務所、住宅、教育施設	ホールライフカーボン
 デンマーク	2023-	2023-	全用途	ホールライフカーボン
 フィンランド	2025-	2025-	全用途	ホールライフカーボン
 ロンドン(英国)	2021-	N.A.	一定規模以上の全用途	ホールライフカーボン



注：上表のほか、ノルウェー(2022年)、エストニア(2025年)、アイスランド(2025年)において規制措置を導入

- 規制発効中
- 規制発効間際
- 規制なし

北米におけるホールライフカーボン規制

これまで

米国ではエンボディドカーボン関連の法整備が進行。民間では大手企業が自社の開発PJでLCCO₂評価手法の枠組みを確立。一方、米国内EPDの普及は地域によりばらつきがある。

米国・北米のエンボディドカーボン関連条例の例



凡例	① マサチューセッツ州	② ボストン市	③ カリフォルニア	④ ミネソタ	⑤ カナダ バンクーバー
法規制	2023年可決予定 ゼネコンは定められた種類の建材のEPDの提出とLCA分析の提出が必要 ※EPDとLCAはISO14025 (2006) に準拠	2023年可決予定 ①LCAレポート提出 ②建物再利用策や低カーボン建材、建設方法策の提出 ③コンクリートミックスのエンボディドカーボンリミット設定 ④LEED認証取得必須	2022年～ 新築建物における指定された材料のEPDを使用したGWPの制限値遵守	2017年～ 建物全体のLCA報告義務	2022年～ 10-20%のエンボディドカーボン減 (各建物用途サイズによりベースライン有) 1-6F建て(木造建築可能建物) 20%減 7F建て以上(木造不可建物) 10%減
対象	ある一定以上の建物または公共建物の建設	③一定規模以上の建物	公共事業プロジェクト	公共事業プロジェクト	全てのプロジェクト
拘束力	仕様規定	①義務 ②補助金 ③仕様規定 ④義務	義務	義務	義務
備考	定められた種類の建材は製鉄、鉄筋、セメント、コンクリート、断熱材、ガラス。これらのエンボディドカーボン同の規定値を定め、4年ごとに下方見直しが必要	④LEED認証にはLCA分析・EPDの提出が含まれる	指定材料に形鋼、コンクリート鉄筋、板ガラス、ミネラルウールボード断熱材がある	建物全体のLCAモデルを使用して、GWPの10%削減を文書化	2017年～ 全PJでエンボディドカーボン(kgCO ₂ e/m ²)の報告 WBLCaで分析する
関連法令	州法規H.4182	ボストン市条例	Buy Clean California Act	B3 guideline	Climate Emergency Action Plan

※赤字：岡田委員からの提供資料を基に作成

出典：Current Embodied Carbon Policy map URL：<https://carbonleadershipforum.org/clf-policy-toolkit/>
Hines_Carbon_Guide_FINAL_Hines+MKA URL：<https://www.hines.com/embodied-carbon-reduction-guide>

ゼロカーボンビル推進会議 2022-23年度

現在

2

ゼロカーボンビル推進会議

委員長：村上周三 東京大学名誉教授

委員長代理：伊香賀俊治 慶應義塾大学名誉教授

学識者・国土交通省・経済産業省・環境省・
林野庁・東京都・大阪府・業界団体

基本問題検討WG

主査：伊香賀俊治（前出）

ツール開発 SWG ①

主査：伊香賀 俊治（前出）

データベース検討 SWG ②

主査：清家 剛 東京大学教授

海外情報 SWG ③

主査：堀江 隆一 CSRデザイン環境投資顧問社長



第1回ゼロカーボンビル推進会議2022.12.5



建設時GHG排出量算定マニュアル検討会

座長：山本 有 三井不動産サステナビリティ推進部長

【事務局：不動産協会】

プライム市場上場会社のTCFD提言に沿ったSCOP3カーボン開示の実質義務（2021.6）で努力が報われる評価手法が求められた

国の制度検討体制とゼロカーボンビル推進会議 2024-25年度

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議

議長：阪田 渉 内閣官房副長官補（内政担当）

【事務局：内閣官房・国土交通省】関係省庁局長級が委員

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会

座長：伊香賀俊治（前出）国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000302.html

【事務局：国土交通省】

内閣官房HP

https://www.cas.go.jp/seisaku/building_lifecycle/index.html

官庁施設のライフサイクルカーボン削減に関する検討会

座長：伊香賀俊治

【事務局：国土交通大臣官房官庁営繕部】

ゼロカーボンビル推進会議

委員長：村上周三 東京大学名誉教授

委員長代理：伊香賀俊治 慶應義塾大学名誉教授

中長期戦略・情報発信WG

主査：伊香賀俊治（前出）

ツール開発WG

主査：伊香賀 俊治（前出） **2025年度 J-CAT戸建開発**

データベース検討WG

主査：清家 剛 東京大学教授

海外情報WG

主査：堀江 隆一 CSRデザイン環境投資顧問社長

【事務局：IBECs/JSBC】

建築物ライフサイクルカーボン基準原案検討実務者会議

委員長：伊香賀俊治（前出）

【事務局：JSBC】

建材EPD検討会議

委員長：清家 剛（前出）

【事務局：日本建材・住宅設備産業協会】

建設時GHG排出量算定マニュアル検討会

座長：山本 有 三井不動産サステナビリティ推進部長

【事務局：不動産協会】

2025年度より住団連、JBNメンバー参加



2025年8月β版、2025年11月試行版、2026年3月正式版（予定）

ゼロカーボンビル推進会議 https://www.ibecs.or.jp/zero-carbon_building/

建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議 現在

2

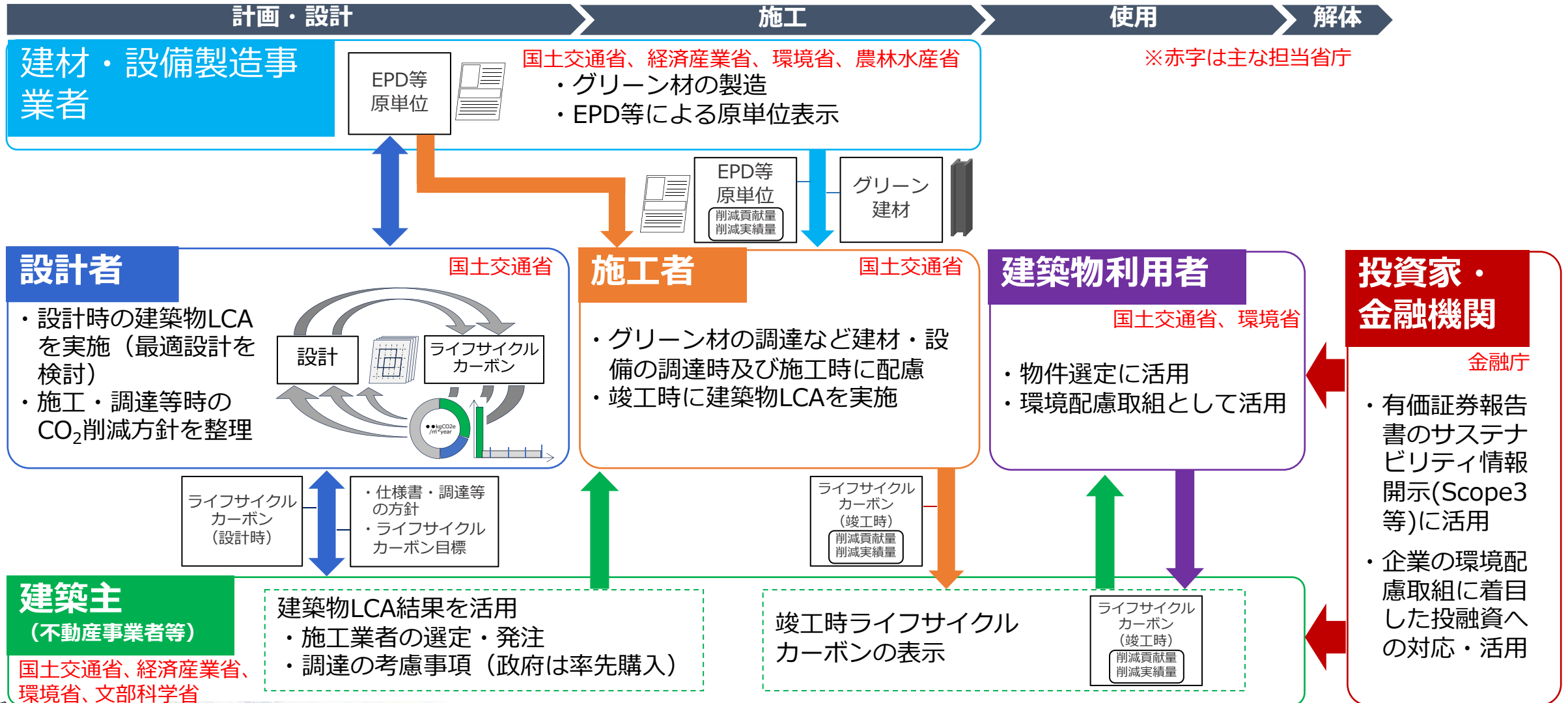


<議長> 内閣官房副長官補（内政担当）

<構成員> 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付、金融庁企画市場局長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長、林野庁長官、経済産業省大臣官房脱炭素成長型経済構造移行推進審議官、経済産業省製造産業局長、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長、国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省不動産・建設経済局長、国土交通省住宅局長、環境省地球環境局長）

目指すべき社会像（ステークホルダー関係図）

建材・設備製造事業者、建築主（不動産事業者等）、設計者、施工者、建築物利用者それぞれが行う脱炭素取組を促進し、また、評価される生産プロセス・市場の構築を図ることを通じ、建築物のライフサイクルカーボンの削減を促す。



現在2

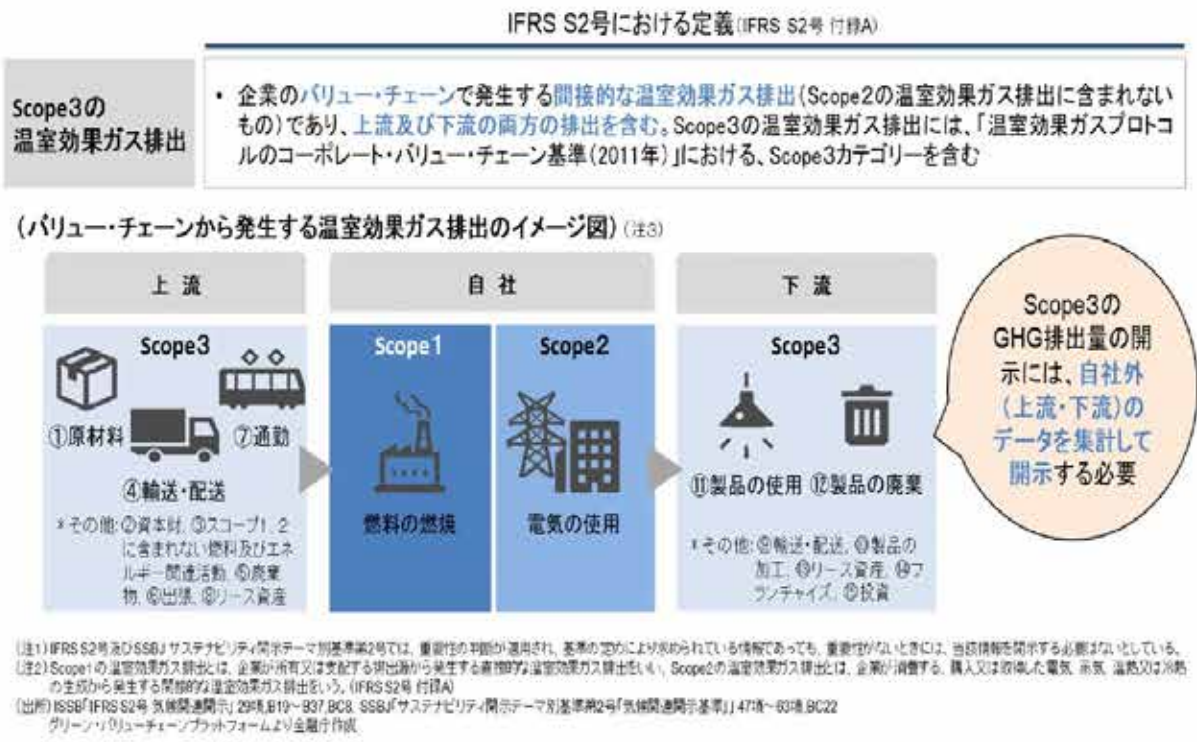
有価証券報告書

Scope 3 GHG排出量開示義務化に向けた動き

時価総額 3 兆円以上のプライム市場上場企業について、遅くとも2028年3月期より、Scope 3 の温室効果ガス排出量を含めたサステナビリティ情報の開示を求める※案が現在、検討されている。

※時価総額 3 兆円以上の企業のサステナビリティ開示基準適用開始は2027年3月期からとなる方向で議論されているが、当基準において初年度はScope 3 を開示しないことができるとする経過措置が設けられている。

Scope 3 GHG排出量開示の概要



サステナビリティ情報開示義務化スケジュール (案)

株式時価総額	基準適用開始時期※1	保証制度導入時期※2
3兆円以上	2027年3月期～	2028年3月期～
1兆円以上	2028年3月期～	2029年3月期～
5千億円以上※3	2029年3月期～	2030年3月期～
プライム全企業	適用義務化に向けて検討	

- ※1 経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示を認める
- ※2 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け
- ※3 国内外の動向等を注視しつつ引き続き検討

出典：金融庁「金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について」2025.7.17公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html

- 3兆円以上：
三井不動産
- 1兆円以上：
大和ハウス工業
三菱地所
積水ハウス
住友不動産
大林組
鹿島建設
大成建設
住友林業
積水化学工業
東急
ヒューリック
- 5千億円以上：
阪急阪神HD
清水建設

日本経済新聞Web (2025.1.21)

<https://www.nikkei.com/marketdata/ranking-jp/market-cap-high/?page=1>

国土交通省：建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価を促進するための制度のあり方 (中間とりまとめ案) 20251009公表 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk4_000302.html

不動産分野における取組

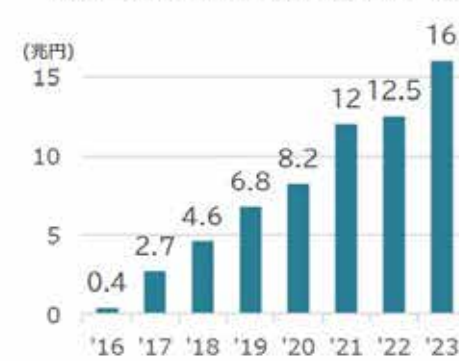
現状・課題

- わが国の不動産分野におけるESG投資の規模は年々増加傾向。
- 一方、世界の金融市場からは、気候変動リスク等への対応として、企業のScope3※1を含む温室効果ガス排出量等の開示が求められている※2。
- 不動産分野においては、不動産の建設時に排出する温室効果ガスの割合が大きく、この削減と削減に向けた取組状況の開示が重要。

※1:事業者の活動に関連する他社が排出する温室効果ガス。

※2:気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)「最終報告書」(H29)、国際気候変動リスク基準審議会(ISSB)「国際会計基準(IFRS)サステナビリティ開示基準S2号(気候関連開示)」(R5)等

わが国のESG投資残高(不動産)



出典:日本サステナブル投資白書2023
(NPO法人日本サステナブル投資フォーラム)

現在の取組

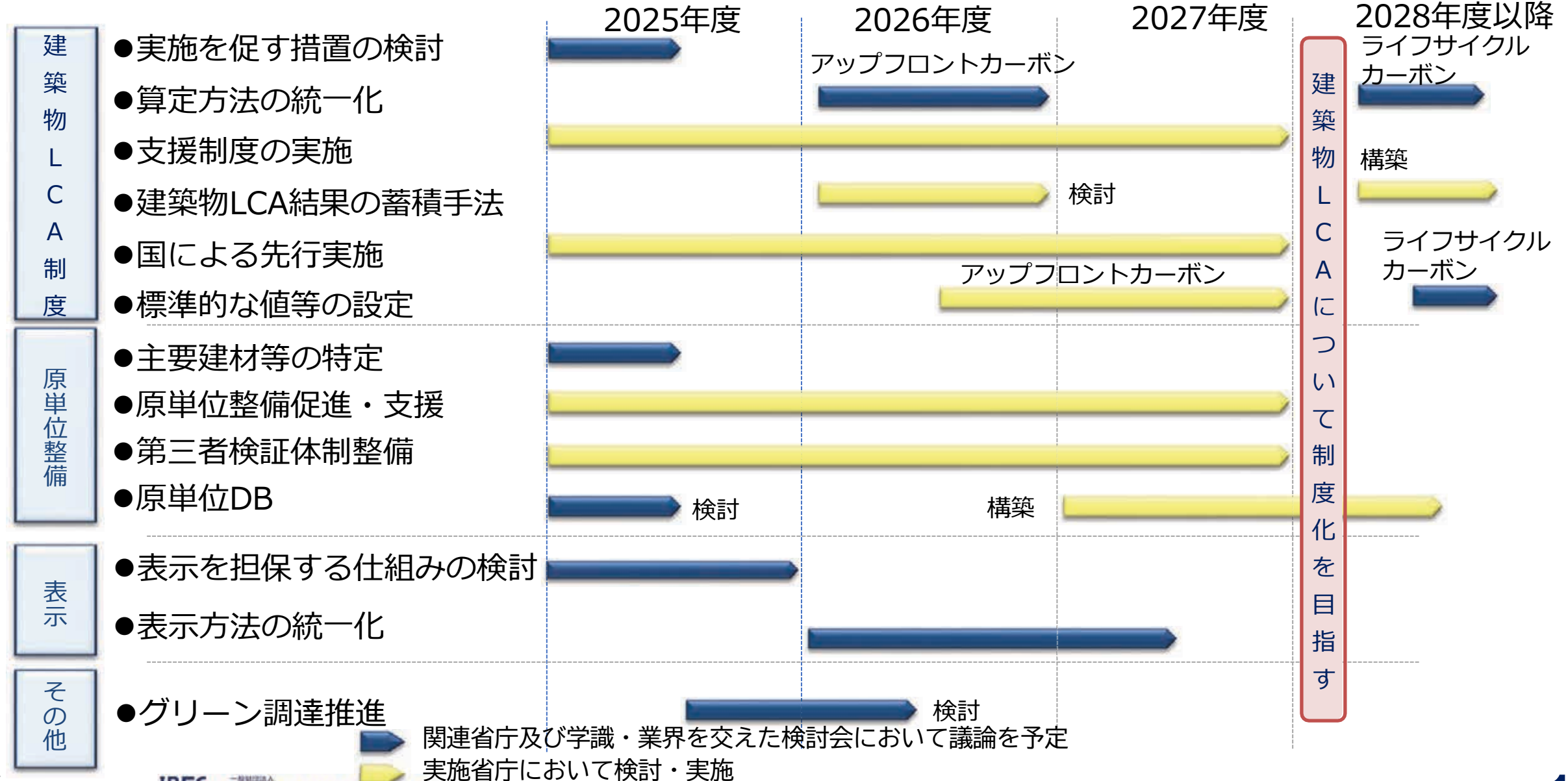
- 金融市場の要請に対応するため、不動産分野に特化した気候関連情報の開示に向けたガイダンス(参考資料)※を作成・公表。

※「不動産分野における気候関連サステナビリティ情報開示対応のためのガイダンス(R3.3策定、R6.3改訂)」不動産分野におけるESG-TCFD実務者WG、国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課

- 本ガイダンスでは、建築物のライフサイクルカーボン含むScope3の算定方法の概要や削減に向けた取組の流れ、開示の事例等について紹介。
- 環境性能を有する不動産の開発・改修に向けて、環境不動産普及促進機構が出資を行うことで、民間投資を促進。



今後の検討・施策ロードマップ



建築物LCAについて制度化を目指す

閣議決定におけるLCA関連の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）（令和7年6月13日閣議決定）【抄】

インフラ・建物・モビリティ関連分野の脱炭素化、建築物におけるLCA制度※の構築（中略）に取り組む。

※ 建設から解体までのライフサイクル全体でのCO2排出量の評価（Life Cycle Assessment）。

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）【抄】

○住宅・建築物のライフサイクルカーボン削減

建築物に用いる建材・設備のGX価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、関係省庁の緊密な連携の下、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO₂等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築する。（中略）

GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和7年2月18日閣議決定）【抄】

建築物に用いる建材・設備のGX価値が市場で評価される環境を整備するとともに、建築物の脱炭素化を図るため、関係省庁の緊密な連携の下、使用時だけでなく、建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクルを通じて排出されるCO₂等（ライフサイクルカーボン）の算定・評価等を促進するための制度を構築する。

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（令和7年2月18日閣議決定）【抄】

建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

エ H F C を使用しない断熱材の利用を促進する。

オ 業務用エアコンの冷媒に用いられている H F C について、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時に H F C を適切に回収する。

カ 建設廃棄物の抑制を図る。

キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

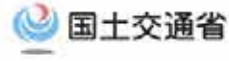
（中略）



国土交通省 建築物LCA制度検討会 2025年度-

現在

2



Google 検索

文字サイズ変更

標準

拡大

音声読み上げ・ルビ振り

検索方法

サイトマップ

ホーム

国土交通省について

報道・広報

政策・法令・予算

オープンデータ

お問い合わせ・申請

住宅・建築

住宅・建築トップ 住宅行政トップ 建築行政トップ

ホーム > 政策・法令・予算 > 住宅・建築 > 住宅・建築 > 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会



建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会

設置趣旨

我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を掲げ、このためには、建築物の計画から解体までのライフサイクル全体で、CO₂の排出量を削減する必要があります。
「建築物のライフサイクルカーボン削減等促進のための制度について検討」

開催概要

第1回（開催：6月4日）

- 配付資料
- ・00 議事次第
- ・01 資料1-1 建築物のライフサイクル
- ・02 資料1-2 検討会スケジュール
- ・03 資料2 建築物LCAに係る取組
- ・04 資料3-1 建材・設備のライフサイクル
- ・05 資料3-2 250604 検討会発表
- ・06 資料3-3 林野庁資料
- ・07 資料4 検討事項と論点について
- ・08 参考資料1 建築物のライフサイクル
- ・09 参考資料2 建築物のライフサイクル
- ・10 参考資料3 関連資料等
- ・11 参考資料4 資料4に対するコメント

お問い合わせ先

委員名簿（五十音順、敬称略）◎：座長 ○：副座長

秋元 孝之 芝浦工業大学建築学部長 教授

◎伊香賀 俊治 慶應義塾大学 名誉教授（一財）住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長

○稲葉 敦（一社）日本 LCA 推進機構 理事長

玄地 裕（国研）産業技術総合研究所エネルギー・環境領域 副領域長（兼務）

研究推進本部 CCUS 実装研究センター 研究センター長

小山 師真（一社）日本冷凍空調工業会 政策審議会長

清家 剛 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授

高井 啓明（一社）日本建設業連合会 建築設計委員会 カーボンニュートラル設計専門部会 主査

高橋 正之（一社）セメント協会 生産・環境幹事会幹事長

高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

辻 早人（株）日本政策投資銀行 アセットファイナンス部長

堂野前 等（一社）日本鉄鋼連盟 国際環境戦略委員会委員長

中川 雅之 日本大学経済学部 教授

中村 幸司 帝京科学大学 総合教育センター 教授

服部 順昭 東京農工大学 名誉教授

久田 隆司（一社）板硝子協会 建築委員会技術部会長

松岡 公介 東京都環境局 建築物担当部長

柳井 崇（株）日本設計常務 執行役員 環境技術担当

山本 有（一社）不動産協会 環境委員会 副委員長



国土交通省 建築物LCCO₂削減ロードマップ

現在

2



実施する措置

- 算定ルール、評価基準の作成・公表
- 表示ルール作成・公表等
- 建築主のLCCO₂評価・届出（例：5,000㎡以上の事務所の新築等）
- 設計者の建築主へのLCCO₂評価説明（例：2,000㎡以上の非住宅建築物の新築等）
- LCCO₂評価結果の第三者評価・表示（例：住宅・建築物の新築・改修等）
- 国の指針策定（LCCO₂算定・評価のルール、建材・設備CO₂等排出量原単位整備等）等

- LCCO₂評価支援
- 建材・設備CO₂等排出量原単位整備支援
- 建築物LCCO₂削減プロジェクト支援
- 優良建築物等への補助事業におけるLCCO₂評価の要件化

- 官庁施設の環境保全性基準改定によるLCCO₂算定の実施（2027予定）

- <建築物のLCCO₂評価>
- 算定側の専門家育成
 - 第三者評価側の体制整備

- <建材・設備CO₂等排出量原単位整備>
- PCR・EPD/CFP作成側の専門家育成
 - 第三者レビュー側の体制整備
 - 積み上げ型（EPD/CFP）による業界代表データ・個社データの整備（主要建材は2027年度まで）
 - 国が定めるデフォルト値の整備

- 届出対象拡充（制度開始後概ね5年以内）
(例:対象用途・規模の拡充)

- LCCO₂削減策の措置

- LCCO₂削減策の段階的強化

- LCCO₂削減支援の検討 等

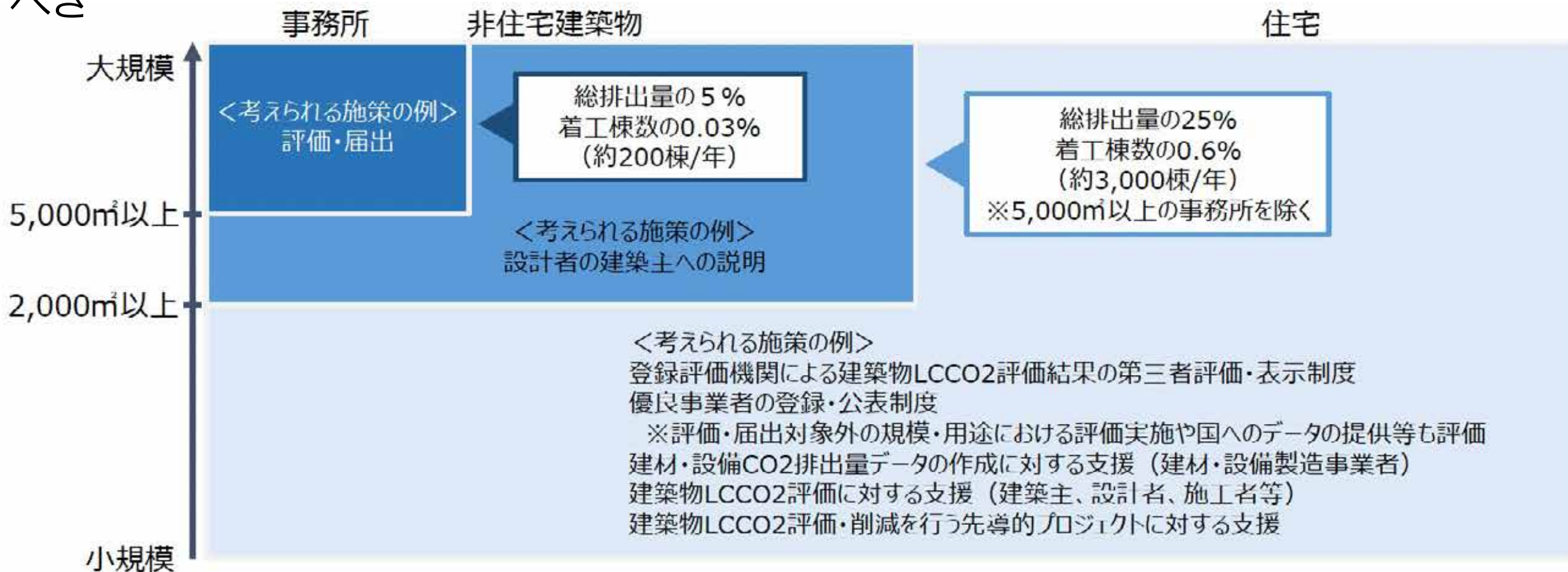
政策指標

政策指標：建築物のLCCO₂評価の実施件数
観測指標：建材・設備CO₂等排出量原単位（EPD/CFP）の整備状況

制度的措置 支援措置 体制整備

第1ステップの対象とする建築物の考え方と例

建築物LCCO₂評価及び自主的削減が一般的に行われるための環境整備を進めるため、算定を促すための緩やかな規制的措置（例：建築主のLCCO₂評価・届出、設計者の建築主への説明）の導入と誘導的措置（例：第三者評価・表示制度）を一体的に講じるべき



官庁施設における建築物LCAの実施 2025年度～

現在

2



令和7年5月16日
大臣官房官庁営繕部
設備・環境課

官庁施設における建築物LCAの実施

～ライフサイクルカーボンの算定試行と削減に向けた検討の開始～

国土交通省では、官庁営繕事業において、建築物の資材製造から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2排出量（以下「ライフサイクルカーボン」という。）の算定試行と削減に向けた検討を開始します。

1. 背景

「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」^{※1}において、「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が決定され、国が建設する庁舎において、建築物LCA^{※2}を先行的に実施することとされました。

これを受け、官庁営繕部では、ライフサイクルカーボンの算定試行とともに、ライフサイクルカーボン削減に向けた検討を開始します。

2. 官庁営繕部の取組

（1）ライフサイクルカーボンの算定試行

令和7年度から設計に着手する一部の新築官庁施設の設計段階において、ライフサイクルカーボンの算定の試行を実施します。算定に当たっては、J-CAT^{※3}を活用します。

（2）ライフサイクルカーボン削減に向けた検討

検討業務^{※4}にて、複数の官庁施設を対象にライフサイクルカーボンの算定を行います。規模別や構造別等で傾向分析を行い、ライフサイクルカーボンへの影響が大きい要素を把握した上で、ライフサイクルカーボン削減に向けた課題の整理を行う予定です。

※1 建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/building_lifecycle/index.html)

※2 建築物LCA 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること

※3 J-CAT 建築物ホールライフカーボン算定ツール
(J-CAT=Japan Carbon Assessment Tool for Building Lifecycle)

※4 検討業務 「令和7年度官庁施設におけるライフサイクルカーボン削減に関する調査検討業務」(令和7年5月12日公示)

<問合せ先>

大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 営繕環境対策室 尾島、矢野
TEL: 03-5253-8111 (内線 23-832、23-834) 03-5253-8578 (直通)

官庁施設における建築物LCAの実施

別紙

官庁施設のライフサイクルカーボンを削減するため、令和7年度から新築官庁施設の設計段階において、ライフサイクルカーボンを算定し建築物LCA^{※1}を先行実施します。

※1 建築物のライフサイクル全体におけるCO2を含む環境負荷を算定・評価すること

■背景

- ✓ 建築物の建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じたCO2排出量（ライフサイクルカーボン）は、我が国のCO2排出量の約4割を占めると推定される。
- ✓ 我が国では、2025年4月に原則全ての新築住宅・建築物に対して省エネ基準への適合を義務付けるなど、建築物使用時のCO2排出量（オペレーショナルカーボン）の削減につながる省エネ施策を推進してきた。
- ✓ 今後、建築物の一層のライフサイクルカーボンの削減を図るため、建材・設備の製造、建築物の建設、改修・維持保全、解体等におけるCO2排出量の削減に取り組むことが必要。

■最近の動向

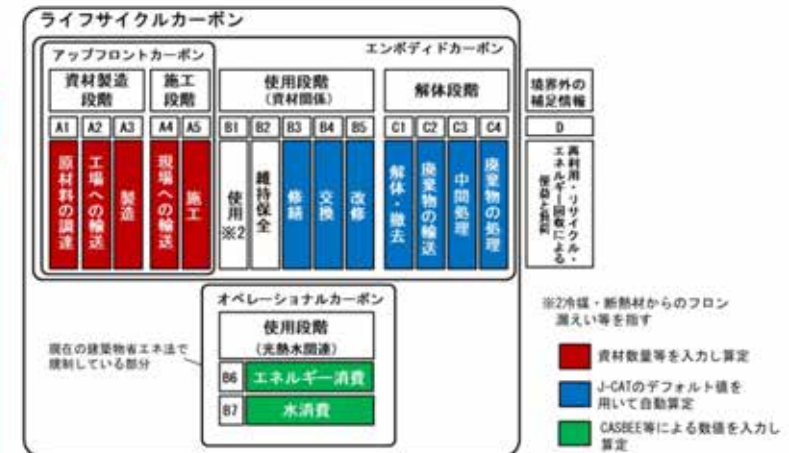
- ✓ 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等において、建築物のライフサイクルカーボンの削減や、算定・評価等を促進するための制度を構築することが決定。
- ✓ 産官学連携のゼロカーボンビル推進会議のもとで建築物のライフサイクルカーボン評価ツールJ-CATが開発され2024年10月に公表。
- ✓ 「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」が令和7年4月にまとめた「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、国が建設する庁舎等において建築物LCAを先行的に実施することが決定。

官庁営繕部の取組

- ✓ 令和7年度から新築の設計段階においてライフサイクルカーボンの算定を試行。

- ・ J-CATに資材数量を入力し標準算定法でアップフロントカーボン（A1からA5）を算定する。
- ・ J-CATに設定されている更新周期・修繕率等のデフォルト値を用いることで、B3からB5及びC1からC4を自動算定する。
- ・ CASBEEの評価結果及び設計値を入力し、B6とB7を算定する。

- ✓ ライフサイクルカーボンの削減に向けた検討。



建築物のライフサイクルカーボンの構成と試行における算定方法
(建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想、国際規格ISO 21930を参考に作成)

建築物WLCA関連の支援制度（R8年度概算要求）

現在

2

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、**住宅・建築物分野の脱炭素化を促進**するため、省エネ対策に加え、建築物の**ライフサイクルカーボン削減**に向けた取組を推進する。

国土交通省

背景

ストック全体の省エネ性能の引上げ

- **新築時**の対策強化の必要性（ZEH・ZEB水準の省エネ性能）
- **既存ストック**の低い省エネ性能（現行基準適合ストックは**19%**）

<省エネ化の目標>

2025 : 省エネ基準適合の義務づけ

2030 : ZEH・ZEB水準の省エネ性能適合を義務づけ

2050 : ストック平均でZEH・ZEB水準の省エネ性能を目指す



住宅省エネ
2025キャンペーン

建築物のライフサイクルカーボンの削減

- **建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価（LCA※）等**を促進するための制度の構築

<建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議（R6.11～）>

・基本構想（2025.4連絡会議決定）を公表

→ 2028年度を目途に建築物LCAの実施を促す制度の開始を目指す



※ LCA…ライフサイクルアセスメント

主要事項

1. 省エネ性能向上・ライフサイクルカーボンの削減

- 既存住宅・建築物ストックの省エネ化の促進
- 新築住宅・建築物の省エネ性能の引き上げ
- BIMと連携したLCAの実施等への支援

2. 木材利用の促進

- 優良な中大規模木造建築物等の整備等への支援
- 木造建築物等の規制合理化に向けた基準整備

3. 住宅・建築物分野のDX推進

- 建築行政手続等の総合的なDX化への取組強化
- 空き家データベースシステムの整備

4. 住宅・建築分野の国際展開

- 新興国等における事業展開への支援

建築物WLCA関連の支援制度（R8年度概算要求）

現在

2

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築
建築GX・DX推進事業

継続

令和8年度予算概算要求額:100億円

国土交通省

建築物のLCAの実施によるLCCO₂削減の推進（GX）と建築業界全体の生産性向上の推進（DX）を図るため、建築物のLCAの実施と建築BIMの普及拡大を一体的・総合的に支援する。

<現行制度の概要>

● 補助要件

<BIM活用型>

- 次の要件に該当する建築物であること
 - ▶耐火/準耐火建築物等
 - ▶省エネ基準適合
- 元請事業者等は、下請事業者等による建築BIMの導入を支援すること
- 元請事業者等は、本事業の活用により整備する建築物について、維持管理の効率化に資するBIMデータ整備を行うこと
- 元請事業者等または下請事業者等またはその両者は、上記のうち大規模な新築プロジェクトにあっては、業務の効率化又は高度化に資するものとして国土交通省が定めるBIMモデルの活用を行うこと
- 元請事業者等及び下請事業者等は、「BIM活用事業者登録制度」に登録し、補助事業完了後3年間、BIM活用状況を報告すること。また、国土交通省が定める内容を盛り込んだ「BIM活用推進計画」を策定すること

<LCA実施型>

- LCA算定結果を国土交通省等に報告すること（報告内容をデータベース化の上、国土交通省等において毎年度公表）
 - 国土交通省等による調査に協力すること
- ※ BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合は、BIM活用型、LCA実施型のいずれの要件も満たすこと

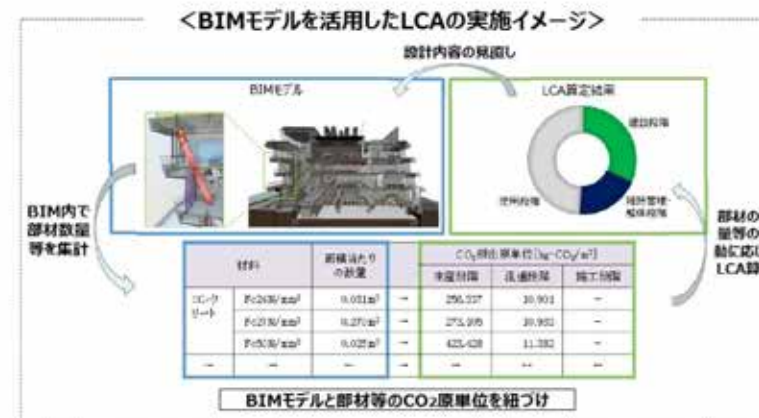
● 補助額等

<BIM活用型>

- 設計調査費及び建設工事費に対し、BIM活用による掛かり増し費用の1/2を補助（延べ面積に応じて補助限度額を設定）

<LCA実施型>

- LCAの実施に要する費用について、上限額以内で定額補助
BIMモデルを作成せずにLCAを行った場合：650万円/件
BIMモデルを作成した上でLCAを行う場合：500万円/件
※ LCA算定に必要なCO₂原単位も策定する場合の上限額は、400万円を加算



建築物WLCA関連の支援制度（R8年度概算要求）

現在

2

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

- ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
- ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率（％）	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

- ※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
- ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
- ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
- ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
- ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

SBE25国際会議東京大会

ホールライフでのカーボンニュートラル化と
ウェルビーイングの向上によるSDGsの達成

これから

3



SBE25 TOKYO
サステナブル建築都市国際会議 2025 東京大会
Sustainable Built Environment Conference 2025 in Tokyo

Neutralizing Whole Life Carbon and
Improving Well-Being to Achieve the SDGs
ホールライフでのカーボンニュートラル化と
ウェルビーイングの向上による SDGs の達成

日時：2025年9月24日(水)～25日(木)
会場：都市センターホテル



基調講演 自然への回帰
隈 研吾 建築家・東京大学名誉教授



伊香賀俊治
SBE25Tokyo組織委員長



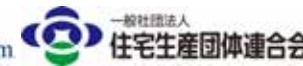
宿本尚吾
国土交通省住宅局長



Greg Foliente
メルボルン大学教授



Thomas Lützkendorf
カールスルーエ工科大学教授



IBECs 住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長 伊香賀俊治
President, Institute for Built Environment and Carbon Neutral for SDGs Toshiharu IKAGA

慶應義塾大学名誉教授
Prof. Emeritus, Keio University

23

SBE25国際会議東京大会

これから
ホールライフでのカーボンニュートラル化と
ウェルビーイングの向上によるSDGsの達成

3

3年毎に開催されるサステナブル建築都市世界会議2026メルボルン大会に先立って
開催される6地域会議のひとつで、今回アジア太平洋地域で日本が唯一の開催国

SBE25 Trondheim, Norway



24-27 November 2025

SBE25 Prague, Czechia



16-19 September 2025

SBE25 Zurich, Switzerland



25-27 June 2025

SBE25 Seville, Spain



22-24 October 2025

SBE25 Tokyo, Japan

24-25 September 2025



**31カ国294名
出席**

SBE25 Minas Gerais, Brazil

04-06 June 2025



WSBE26 Melbourne, Australia

10-12 June 2026



国内6つの財団・協会と4つの国際機関が
共催し、3つの業界団体が協賛し、5つの
省庁と3つの学会が後援



SBE25国際会議東京大会

ホールライフでのカーボンニュートラル化と
ウェルビーイングの向上によるSDGsの達成

これから

3

特別セッション2 Neutralizing Whole Life Carbon 9/25(木)9:30-12:00

S2-1 Greg Foliente メルボルン大学教授 (オーストラリア)

「ドーナツ型」の未来に向けた持続可能でレジリエントな建築環境 — 安全で公正な地球の実現に必要なブレークスルー

S2-2 Thomas Lützkendorf カールスルーエ工科大学教授 (ドイツ)

建築物のライフサイクル温室効果ガス排出削減 - ドイツとヨーロッパにおける現在の取り組み

S2-3 今村 敬 内閣官房副長官補付内閣審議官

住宅・建築分野の脱炭素化に向けた日本の政策 — ライフサイクルカーボンの削減 —

S2-4 鮫島俊二 東京都環境局気候変動対策部事業支援担当課長

東京都の建築物ホールライフカーボン削減に向けた取り組み

S2-5 山本 有 三井不動産(株) サステナビリティ推進部長

ゼロカーボン社会に向けたデベロッパーの取り組み

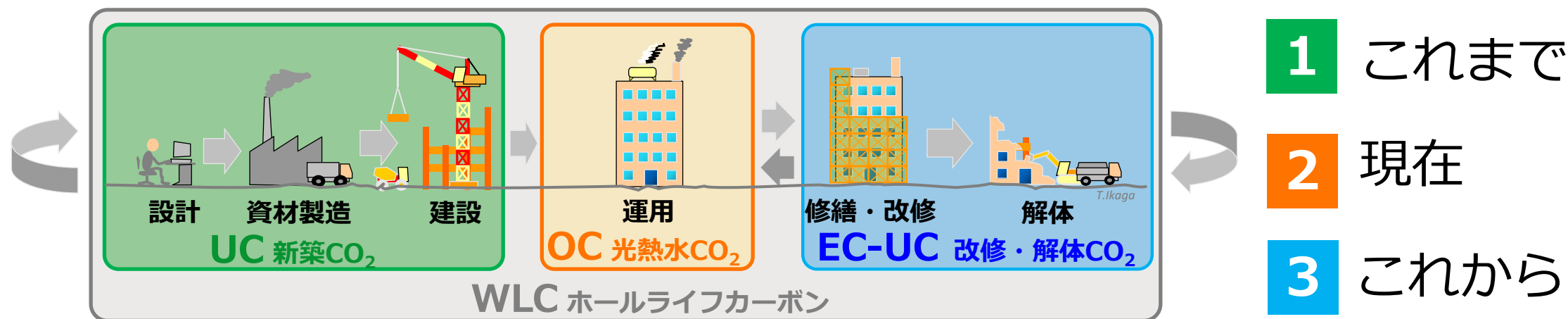


司会：大岡龍三
東京大学教授

副司会：萩島 理
九州大学教授

25

建築物ホールライフカーボン報告義務に関する 海外動向と日本の対応



ご聴講ありがとうございました